

令和8年5月改正版

三鷹中央学園 三鷹市立第四中学校サポーターズ会則



三鷹中央学園 三鷹市立第四中学校

第1章 名称

第1条 本会は三鷹中央学園三鷹市立第四中学校サポーターズといい、所在地を同校内（三鷹市上連雀4-18-7）に置く。

第2章 目的

第2条 本会は本校の教育目標具現のため下記の項目の達成を目的とする。

- 1 生徒の教育について保護者と教師が協力する。
- 2 保護者と教師の教養を高める。
- 3 学校内外の教育環境の整備について協力する。
- 4 生徒の校外生活の改善をはかる。
- 5 生徒の保健衛生状態の向上に努める。
- 6 その他必要と認められる事項。

第3章 方針

第3条 本会は非営利的、非宗教的、非党派のであって本会の名も役員名も営利関係、党派関係に利用しない。

第4条 本会は教育問題について研究し、またその活動を助けるために意見を交換し、参考資料を提供するが直接に学校や教職員の人事に干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会のサポーターは次のとおりとする。

- ①本校生徒の保護者
- ②本校の教員
- ③本会のサポーターはすべて平等の権利と義務を有する。
 - (ア)サポーターは、活動費を納める。
 - (イ)活動費は、保護者については本校に在籍する生徒一人につき1口とし、教員については1人1口とする。
 - (ウ)サポーターの子が卒業、転学または退学したときは、退会したものとする。

第5章 役員・会計監査

第6条 本会に事務局、会計監査担当及び選出担当を置く。
原則以下の人数とするが、この限りではない。

- ①事務局
 - (ア) 連絡担当 2名
 - (イ) 庶務担当 3名 (保護者2名、教員1名)
 - (ウ) 会計担当 3名 (保護者2名、教員1名)
- ②会計監査担当 3名 (保護者2名、教員1名)
- ③選出担当 2名

第7条 事務局、会計監査担当および選出担当の任期は1年とする。
ただし、保護者の再任は各担当につき1度限りとする。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 事務局、会計監査担当および選出担当は、サポーターから公平かつ平等に立候補を募る。

第9条 事務局、会計監査担当、選出担当の選出は、総会の承認を受ける。

第10条 事務局、会計監査担当および選出担当の任務は次のとおりとする。

- ①連絡担当は本会を代表し、会務を総理する。
- ②連絡担当は総会及び事務局ミーティングを招集する。
- ③庶務担当は連絡担当を補佐し、連絡担当に事故があるときはその職務を代理する。
- ④庶務担当は議事録を作成し、その他本会の運営に必要な一切の記録を整える。
- ⑤会計担当は本会の会計事務を取り扱い、総会において会計報告を行う。
- ⑥会計監査担当は年度内に2回会計を監査し、総会において報告を行う。
- ⑦選出担当は事務局、会計監査および選出担当の候補者を選出し、総会において候補者の報告を行う。

第6章 ボランティア

第11条 本会は下記のボランティアを置く。

- ①三鷹市公立学校 PTA 連合・常任理事
- ②家庭教員学級担当
- ③駅前住協担当 (三地区)
- ④三鷹市青少年対策担当 (三地区)
- ⑤三鷹市交通安全対策担当 (三地区)
- ⑥連雀住協担当 (七地区)
- ⑦三鷹市青少年対策担当 (七地区)
- ⑧三鷹市交通安全対策担当 (七地区)
- ⑨学年担当 (イベント企画係)
- ⑩標準服リサイクル担当
- ⑪行事サポート担当

なお、コミュニティ・スクール委員会(CS委員)は、学校が事務局を通じて四中サポーターズから選出する。

第12条 ボランティアの選出は定数を置かず募集する。また、活動に必要な人数に達しない担当については、その活動の中止を検討する。

第7章 ボランティアの活動

第13条 ボランティアの活動は次のとおりとする。

- ①三鷹市公立学校 PTA 連合・常任理事は、学校の代表として会議等に参加する。
- ②家庭教員学級担当は、家庭教育学級を必要に応じて企画できる。
- ③駅前住協担当（三地区）は、地区の活動について企画・実行にたずさわる。
- ④三鷹市青少年対策担当（三地区）は、地区の活動について企画・実行にたずさわる。
- ⑤三鷹市交通安全対策担当（三地区）は、地区の活動について企画・実行にたずさわる。
- ⑥連雀住協担当（七地区）は、地区の活動について企画・実行にたずさわる。
- ⑦三鷹市青少年対策担当（七地区）は、地区の活動について企画・実行にたずさわる。
- ⑧三鷹市交通安全対策担当（七地区）は、地区の活動について企画・実行にたずさわる。
- ⑨学年担当（イベント企画係）は、サポーターの親睦を深めるなどの活動を企画・実行する。
- ⑩標準服リサイクル担当は、標準服等の回収、展示会を企画・実行する。
- ⑪行事サポート担当は、学校から要請される行事のサポートを行う。

第8章 会議

第14条 本会に下記の会議を設ける。

- ①総会
- ②事務局ミーティング
- ③臨時ミーティング（活動上必要と思われるときは設けることができる）

第15条 総会は本会最高の議決機関であって下記の事項を決定する。

- ①会則及び規約の制定並びに変更。
- ②決算書・予算案・活動額・活動計画・事務局の審議承認。

第16条 総会はサポーターの3分の1以上の出席をもって成立する。

決議は出席サポーターの過半数の賛成をもって決定する。

第17条 総会は毎年5月末までを目処に定期総会、必要に応じ臨時総会を開き、連絡担当がこれを招集する。

ただし、サポーターの10分の1以上の請求により臨時総会を招集することができる。

なお、各種総会は書面開催とすることもできる。

第18条 事務局ミーティングは事務局のメンバーからなる。ただし、必要に応じてボランティアの担当者を招集することができる。

第19条 事務局ミーティングは総会につぐ議決機関である。

第9章 経理

第20条 本会の経費は活動費及びその他の収入によって運営する。

第21条 本会の活動費はサポーターが負担する。ただし、事情により免除することができる。

第22条 活動費の額は総会において決定する。

第23条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第10章 顧問

第24条 本会に顧問を置く。

①顧問は校長をもってこれを充てる。

②顧問は、何れの会合にも出席し、発言をすることができる。

第11章 付則

第25条 本会則は総会において承認を得なければ変更できない。

第26条 本会の運営・活動に関する細則は事務局ミーティングで別に定めることができる。

第27条 本会の個人情報の保護については、個人情報取扱要項を別に定める。

第28条 本会則は昭和32年4月1日より施行する。

【改正】

昭和 46 年 5 月 14 日改正
昭和 48 年 5 月 24 日改正
昭和 49 年 5 月 15 日改正
昭和 51 年 5 月 8 日改正
昭和 59 年 5 月 12 日改正
平成 13 年 5 月 7 日改正
平成 14 年 5 月 2 日改正
平成 15 年 5 月 9 日改正
平成 20 年 4 月 28 日改正
平成 23 年 4 月 28 日改正
平成 26 年 4 月 26 日改正
平成 30 年 5 月 2 日改正
令和 2 年 4 月 20 日改正
令和 2 年 6 月 25 日改正
令和 4 年 5 月 6 日改正
令和 5 年 5 月 26 日改正
令和 6 年 5 月 13 日改正
令和 6 年 11 月 18 日改正
令和 7 年 5 月 15 日改正
令和 8 年 5 月 12 日改正

三鷹中央学園三鷹市立第四中学校サポーターズ個人情報取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、三鷹中央学園三鷹市立第四中学校サポーターズ（以下「本会」という。）が保有する個人情報を保護し、サポーターズ活動の円滑な運営を図るため、サポーターズ事務局名簿及び、その他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、サポーターズ活動において保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人情報の保護に努める。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、サポーターズ連絡担当とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、サポーターズ事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者および取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、その収集に際し、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示し、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 ボランティア募集、その他の文書の送付
- 2 事務局、会計監査担当、選出担当、ボランティア名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報データベースは、紙類は三鷹中央学園三鷹市立第四中学校内の施錠できる場所に、デジタルデータについてはアクセス制限を設けたクラウドストレージ、もしくはパスワードを設定したうえで記憶媒体に保存し、管理者および取扱者において適切に管理する。

(第三者への提供の制限)

第11条 個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 3 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成の維持のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(第三者提供に関わる記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条各号に掲げる場合ならびに国の機関及び地方公共団体をのぞく。）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 提供した年月日
- 2 第三者の氏名および住所（法人の場合は名称と所在地）
- 3 提供する対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項
- 4 提供する情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（国の機関および地方公共団体を除く。）から個人情報の提供を受けるときは、第11条各号に掲げる場合をのぞき、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 提供を受ける年月日
- 2 第三者の氏名および住所（法人の場合は名称と所在地）
- 3 第三者が個人情報を取得した経緯
- 4 提供を受ける対象者の氏名その他対象者を特定するに足りる事項
- 5 提供を受ける情報の項目
- 6 対象者の同意を得ている旨（法人ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、個人情報データベースに記録されている本人から、当該本人が識別される個人情報の開示、利用の停止、追加および削除を求められたときは、法に定める範囲でこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む。）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに連絡担当に報告する。

(研修)

第16条 本会は、事務局に対して定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について周知し、適切な管理および運用を徹底するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報データベースに記録されている本人から、個人情報の取り扱いに関する苦情があった場合は、適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

(その他)

第18条 三鷹中央学園三鷹市立第四中学校サポーターズ個人情報取扱要項の改正は、総会において行う。

(付則)

第19条 この要項は、平成30年5月2日より施行する。

【改正】

令和4年5月6日改正

令和5年5月26日改正

令和6年11月18日改正

三鷹中央学園三鷹市立第四中学校サポーターズ慶弔規程

(細則)

第1条 本会のサポーターに対する慶弔の贈呈については、この規程による。

(種類)

第2条 この規程でいう慶弔とは、次のものとする。

- 1 弔慰金
- 2 傷害見舞金
- 3 その他の見舞金

(弔慰金)

第3条 サポーター、サポーターの配偶者又は本校在籍生徒の死亡の場合、次により弔慰金を霊前に供えて弔意を表する。

- 1 サポーター、サポーターの配偶者又は本校の在籍生徒 10,000円

(傷害見舞金)

第4条 本会のサポーターが会務執行中に傷害が生じた場合には、前項に準ずる。

(その他の見舞金)

第5条 前条以外の災害で見舞金を贈る必要がある場合には、事務局協議の上、前条に準じ実情に応じて贈る。

(例外)

第6条 この規程の定めによることが適当でないと認められる場合であっても、事務局協議の上、それに応じて贈ることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、事務局ミーティングの審議を必要とし、総会で決議する。

(実施)

第8条 この規程は、令和4年5月総会后より施行する。

【改正】

令和 5年 5月 26日改正

令和 6年 11月 18日改正

令和 8年 5月 12日改正

三鷹中央学園三鷹市立第四中学校サポーターズ組織図

